

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【公表番号】特表2011-509340(P2011-509340A)

【公表日】平成23年3月24日(2011.3.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-012

【出願番号】特願2010-542331(P2010-542331)

【国際特許分類】

C 08 G	59/62	(2006.01)
C 08 L	63/00	(2006.01)
C 08 K	5/54	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2006.01)
C 09 D	7/12	(2006.01)
C 09 D	163/00	(2006.01)
C 09 J	11/06	(2006.01)
C 09 J	163/00	(2006.01)
C 09 J	9/02	(2006.01)

【F I】

C 08 G	59/62	
C 08 L	63/00	C
C 08 K	5/54	
C 08 K	3/00	
C 09 D	7/12	
C 09 D	163/00	
C 09 J	11/06	
C 09 J	163/00	
C 09 J	9/02	

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月9日(2011.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

保護フェノール化合物を含み、前記保護フェノール化合物はアリルグリシジルカーボネート成分を含むことを特徴とする組成物。

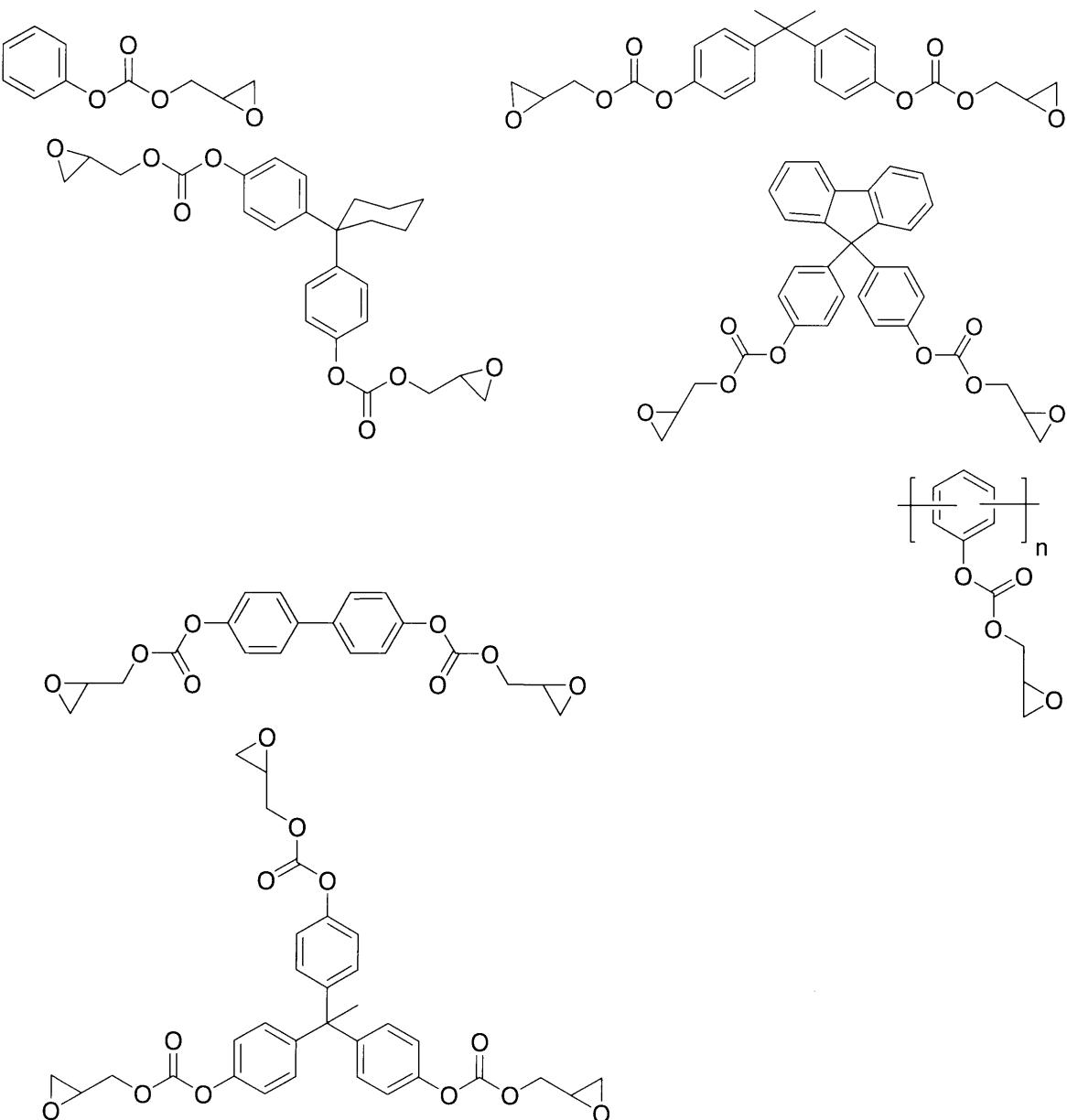
【請求項2】

前記保護フェノール化合物は、さらに第2アリルグリシジルカーボネート成分を含むことを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記保護フェノール化合物は、下記のアリルグリシジルカーボネートから選択されることを特徴とする請求項1に記載の組成物。

【化1】



【請求項4】

さらに、エポキシ樹脂を含むことを特徴とする請求項1または2に記載の組成物。

【請求項5】

前記エポキシ樹脂は、ビスフェノールA、ビスフェノールF、ノボラック、ポリフェノール、アニリン、ポリアラニン、他の重合性又はハロゲン化誘導体のうちの少なくとも1つから誘導されることを特徴とする請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

さらに、脱ブロック剤を含むことを特徴とする請求項4に記載の組成物。

【請求項7】

前記脱ブロック剤は、アミン、イミダゾール、トリアジン、トリアゾール又はイミダゾール-エポキシ付加物であることを特徴とする請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

前記脱ブロック剤は、マイクロカプセル化されていることを特徴とする請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

下記から選択されるアリルグリシジルカーボネートを含む0.1~90重量%の保護フ

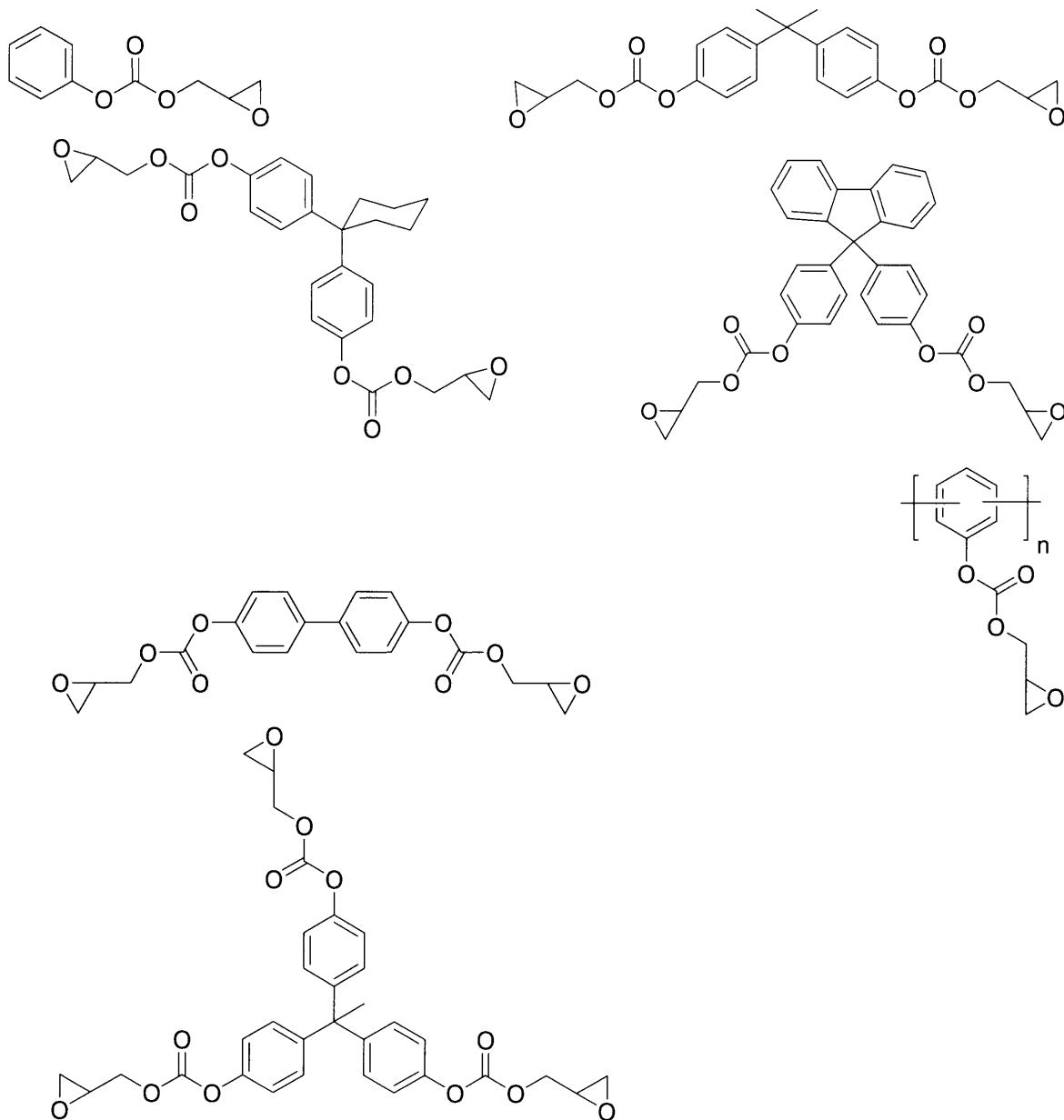
エノール化合物と、

ビスフェノールA、ビスフェノールF、ノボラック、ポリフェノール、アニリン、ポリアラニン、他の重合性又はハロゲン化誘導体のうちの少なくとも1つから誘導される10~99.9重量%のエポキシ樹脂と、

アミン、イミダゾール、トリアジン、トリアゾール又はイミダゾール-エポキシ付加物を含む0.1~90重量%の脱ブロック剤とを含み、

前記脱ブロック剤は、重合性マトリクス内にマイクロカプセル化されていることを特徴とする組成物。

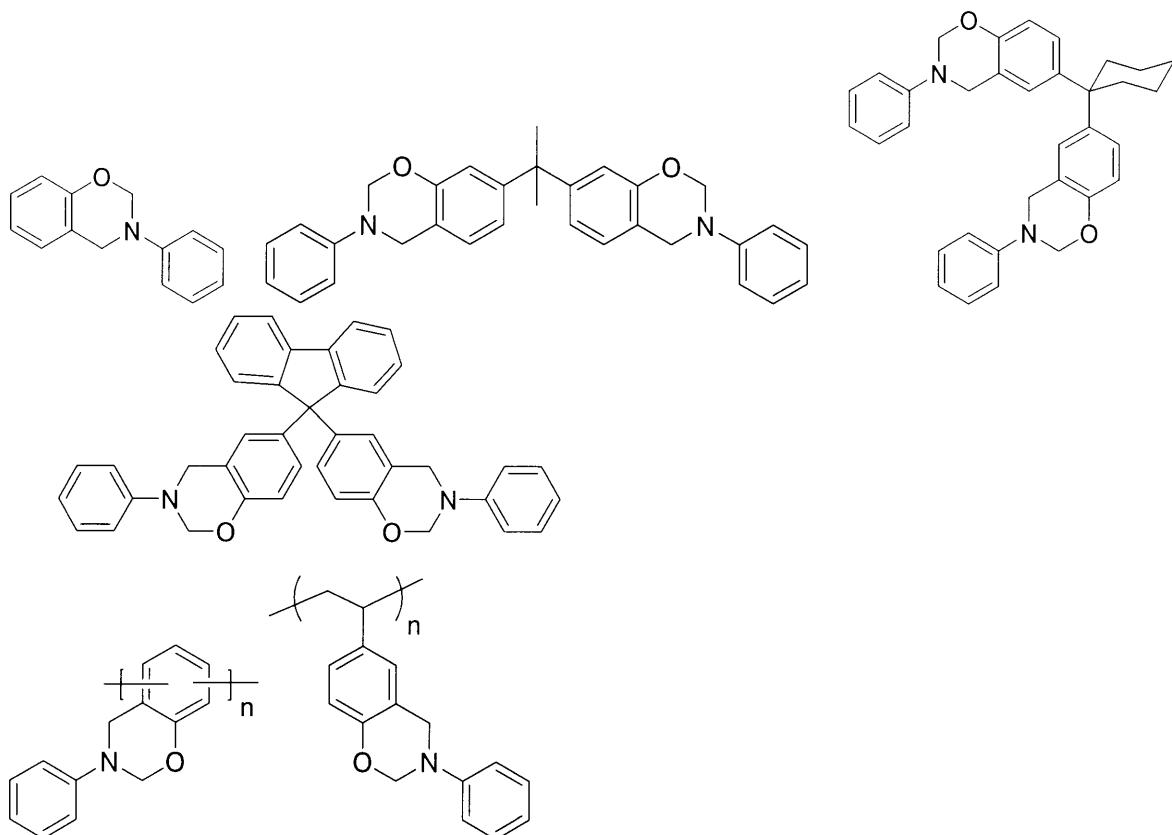
【化2】



【請求項10】

さらに、下記のベンゾキサジン化合物から選択される0.1~90重量%のベンゾキサジンを含むことを特徴とする請求項9に記載の組成物。

【化 3】



【請求項 1 1】

前記組成物は、導電性接着剤、複合体、成形化合物、異方性伝導フィルム（A C F）接着剤、非ランダムアレイ A C F、非伝導性接着フィルム（N C F）、塗膜、カプセル化剤、アンダフィル材料、リードフリーハンダのいずれかの接着剤であることを特徴とする請求項1 0に記載の組成物。

【請求項 1 2】

請求項1 ~ 1 0のいずれかに記載の組成物を含むことを特徴とする電子ディスプレイ。

【請求項 1 3】

請求項1 ~ 1 0のいずれかに記載の組成物を含むことを特徴とする半導体装置。

【請求項 1 4】

請求項1 ~ 1 0のいずれかに記載の組成物を含むことを特徴とする一成分接着剤製品。